

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年3月9日
【発行者名】	リクソー投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ローラン・ルノー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル
【事務連絡者氏名】	伊藤 妙子
【電話番号】	03-6777-6900
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	近未来世界ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

近未来世界ファンド

ただし、愛称として「ザ・フューチャー・エイト」という名称を用いることがあります。

（以下、「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型 追加型株式投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。ファンドの委託者であるリクソー投信株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

原則として、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（なお、前記金額に後記(5)記載の申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。）

自動けいぞく投資契約（委託会社が指定する指定販売会社（受益権の取得の申込の取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して「販売会社」といいます。以下同じ。）によっては名称が異なる場合があります。別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）算出され、委託会社または販売会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせいたします。委託会社の照会先は以下のとおりです。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ : <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号 : 03-6777-6900

(受付時間：営業日の9:00~17:00)

また、基準価額(1万口当たり)は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に「フューチャ8」として掲載されます。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に4.32%(税抜4.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社または前記(4)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、申込みには、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

「分配金受取コース」は、収益分配時に、収益分配金を現金で受け取るコースです。「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースです。

いずれのコース共、申込単位は販売会社が別途個別に定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1口単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成30年3月10日から平成31年3月10日までとします。

なお、申込期間は、申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社で申込みを取り扱います。販売会社の詳細に関しましては、前記(4)の委託会社の照会先までお問い合わせください。なお、販売会社によっては、すべての支店・営業所等で取扱いをしていない場合がありますので、取扱店等の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込代金(申込金額(翌々営業日の基準価額×申込口数)に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。))を加算した額を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、ファンドの受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金(購入代金)は、販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は次のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

取得申込金額には利息はつきません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、一部解約金および償還金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、「ザ・フューチャー8指数」（以下、「参照指数」といいます。）のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有する円建て債券（以下、「パフォーマンス連動債」といいます。）へ投資を行うことにより、参照指数の投資成果を獲得することを目指します。

信託金の限度額

1,000億円とします。

ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類の属性区分に該当します。

商品分類表（該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

該当する商品分類の定義について

項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内 外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株 式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む） 日本	あり ()
債券 一般 公債 社債	年2回	北米	
その他債券 クレジット属性 ()	年4回	欧州	なし
不動産投信	年6回 (隔月)	アジア	
その他資産 (投資信託証券(株式(一 般)))	年12回 (毎月)	オセアニア	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	

属性部分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

項目	該当分類	分類の定義
投資対象資産	債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨記載があるものまたは為替ヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、上記以外の用語の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

1 参照指数の投資成果獲得を目的とするパフォーマンス連動債への投資を通じて、世界各国の上場企業の中から近未来の世界を新技術で形作る革新的な企業の株式に投資を行います。

- 今後の成長が期待できる8つのテーマを対象とします。
- それぞれのテーマの中から、近未来の世界を新技術で形作る革新的な企業を選びます。
- さらに、常に新しいテーマを発掘し、投資テーマの入替えを行います。

※当ファンドでは、「ファンドの特色2」に記載の方法により選択された銘柄で構成される参照指数の投資成果を獲得することにより、上記企業の株式への実質的な投資機会を提供します。

2 参照指数の構成銘柄の選定にあたっては、ギャブカル・リサーチ・リミテッドの研究情報を活用します。

- 香港の研究会社「ギャブカル・リサーチ・リミテッド」（以下、「ギャブカル社」といいます。）の研究情報を活用し、フランス最大級のユニバーサルバンク「ソシエテ・ジェネラル」が指数スポンサーとして開発したルールに基づき、参照指数の構成銘柄を選定します。
- ギャブカル社は、今後の成長が期待できると考えられる8つのテーマを発掘し、それらの中から近未来の世界を新技術で形作る革新的な企業をリサーチします。
- 原則として、四半期毎に参照指数の構成銘柄の見直しを行います。

3 当ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの特色

●今後の成長が期待できる8つのテーマ

交通 TRAVEL



- 自動運転**：将来、自動運転車のシェアは世界の新車販売台数の数割に達すると予測される。
- 超伝導リニア**：車両に搭載した超電導磁石と地上コイルの間の磁力によって、車両を浮上させ、超高速で走行する鉄道。

コンピューター COMPUTER



- AR（拡張現実）、VR（仮想現実）**：現実世界を拡張したり、仮想世界を作り出す可視化技術。
- ビッグ・データ&A.I.**：A.I.(人工知能)の飛躍的な進化に伴い、これまで解析困難であったデータも活用可能に。
- IoT（モノのインターネット）**：冷蔵庫やエアコンなどの「モノ」がインターネットにつながることでより様々な場所で使用できる。

エネルギー ENERGY



- 代替エネルギー**：太陽光・風力・波力など化石燃料や原子力に代替しうるエネルギー。
- メタンハイドレード**：二酸化炭素排出量が少なく、将来の環境対策に有効なエネルギーとして期待される。
- 燃料電池**：水素と酸素を化学反応させて発電させるため、発電効率が高いエネルギーとして期待される。

金融 FINANCE



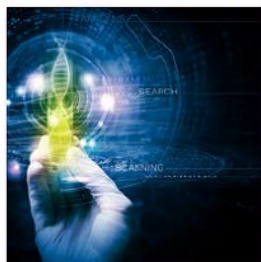
- フィンテック**：モバイル決済などのテクノロジーを駆使した金融サービス。
- ビットコイン**：国家単位で運営されている通貨と同様に、経済活動を円滑に進めることが可能な仮想通貨。
- ロボアドバイザー**：ロボットが最適な資産運用をアドバイスしてくれる。

宇宙 SPACE



- 衛星技術**：従来、宇宙開発は政府主導であったが、最近では中小企業やベンチャー企業による超小型の衛星開発等、産業の裾野が拡大している。
- 宇宙旅行**：火星移住への応募が世界中から20万人に達するなど宇宙がより身近に。
- 資源探索**：月や小惑星などから希少金属を採取し地球で利用可能に。

医療 MEDICAL



- iPS細胞**：体の一部から採取した細胞をiPS細胞に変化させることで様々な臓器を作り出す再生医療技術。
- ナノ医療**：がん細胞だけを狙い撃ちするカプセルへの応用など新たながん治療法として期待される。
- 癌治療**：免疫細胞を再活性化してがん細胞を退治する薬など人類の課題とも言えるがん克服に近づきつつある。

製造業 MANUFACTURING



- ロボティクス**：人間に代わりロボットが作業を行うことで効率的な生産が可能に。
- 全自動化工場**：全ての生産工程が自動化された無人の工場。
- ナノ・テクノロジー**：カーボンナノチューブなどナノスケールの技術が様々な分野に応用可能。

農業 AGRICULTURE



- 全自動化農場**：全ての生産工程が自動化された無人の農場。
- 天候管理**：気候予測情報システムを用いて気候の影響を軽減可能に。
- 畜産モニタリング**：子牛の健康をモニタリングするなど死亡リスクを軽減。

時点：2017年12月末現在

※上記の情報は、2017年12月末時点での8つのテーマの概要を例示したものであり、テーマは変更される場合もあります。また、これらすべてのテーマが必ずしも投資先の銘柄を示唆するものではなく、当ファンドによる投資を示唆または保証するものではありません。

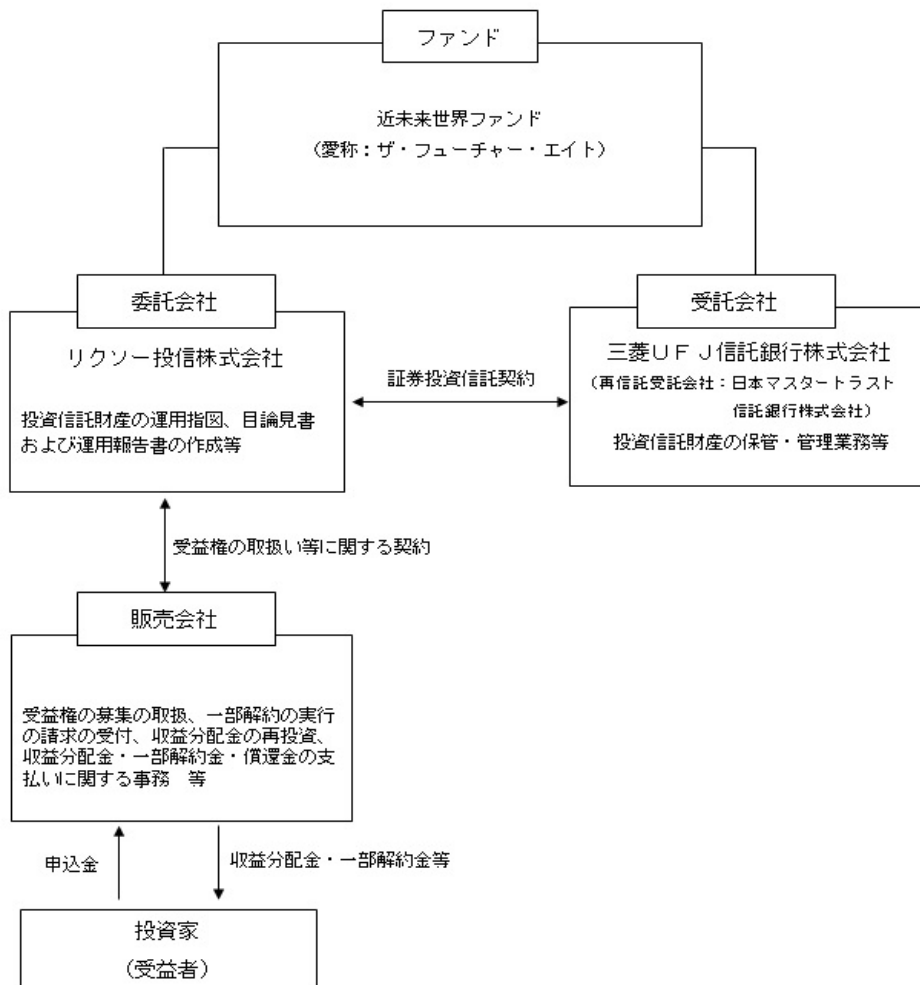
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成29年4月18日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



パフォーマンス連動債に投資し、原則として高位に組み入れることにより、参照指数の投資成果を獲得することを目的とします。



銘柄リサーチの提供：ギャブカル社について

- ギャブカル社はシャルル・ギャブ、アナトーレ・カレツキー及びルイ＝ヴァンサン・ギャブにより2001年に設立された独立した金融リサーチ会社です。
- 独自のグローバル・マクロ、中国及び日本に特化した投資情報リサーチを世界で30カ国、850を超える投資家に提供しています。
- 香港、北京、ロンドン、ベルビュー及びバンクーバーにオフィスを構え、50名を超える従業員で構成されています。
- 資産運用残高は、約13億6千万米ドル(≒1,533億円)※となっています。



【主要メンバー】



シャルル・ギャブ
1971年よりマクロ・リサーチに従事、会長を創設時より務める



アナトーレ・カレツキー
英国エコノミスト誌の記者出身
『資本主義4.0～新しい経済の生誕』の著者
(サミュエル・ジョンソン賞受賞)



ルイ＝ヴァンサン・ギャブ
ロボ・グローバル社のアドバイザーボードメンバーを兼任

※：2017年12月末現在。1米ドル=112.69円として換算。アドバイザーも含む。

ソシエテ・ジェネラル(指数スポンサー)

ソシエテ・ジェネラルは、1864年に設立されたユーロ圏最大級の金融サービスグループです。多角的なユニバーサルバンキングモデルに基づき、世界67カ国の拠点に在籍する約14万5,700人の社員が3,100万のお客さまのパートナーとして日々の業務を行っています。

(2016年12月末現在)

格付けは、A2(ムーディーズ)、A(S&P)、A(フィッチ)と金融機関としてはトップレベルの評価をいただいています。

(2017年12月現在)



パリのソシエテ・ジェネラル本社タワー

出所：ソシエテ・ジェネラル

委託会社およびファンドの関係法人の運営上の役割

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社、販売会社）の名称ならびに運営上の役割りの概要は以下のとおりです。

1) 委託会社：リクソー投信株式会社

ファンドの委託会社として、投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

2) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の処理の一部を日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、金融機関、第一種金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

3) 販売会社：ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、受益者からの一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払い事務等を行います。

委託会社と関係法人との契約の概要

1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社との間では、受益権の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（平成29年12月末現在）：498百万円

2) 会社の沿革

平成19年4月6日	リクソー投信株式会社設立
平成19年7月12日	投資信託委託業の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業者として登録

3) 大株主の状況（平成29年12月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率 (%)
ソシエテ・ジェネラル	フランス、75009 パリ、オスマン通り29番	9,960株	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資対象

参照指数のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有する円建て債券（「パフォーマンス連動債」）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) パフォーマンス連動債の運用にあたっては、一般社団法人投資信託協会規則（以下「協会規則」といいます。）に則り、以下の方針に基づいて信用リスクを適正に管理することにより、信用リスクの分散を図ります。
 - イ. パフォーマンス連動債への投資比率は、原則として高位を維持します。
 - ロ. パフォーマンス連動債への投資は、協会規則の規定に基づき計算される一の者に係るエクスポージャーが10%を超えないことを条件とします。
- 2) パフォーマンス連動債への投資を通じて実質的に投資している、参照指数を構成する外貨建て表示の株式（外貨建資産）等に対する為替ヘッジは行いません。
- 3) 資金動向、市況動向等によっては暫定的に上記と異なる運用を行う場合があり、この場合には上記の投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権（前記イ.および後記ハ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 約束手形（前記イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資の対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてパフォーマンス連動債に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 8) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 9) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 15) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1)から5)までの証券および7)の証券のうち1)から5)までの証券の性質を有するものならびに9)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、8)の証券および9)の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

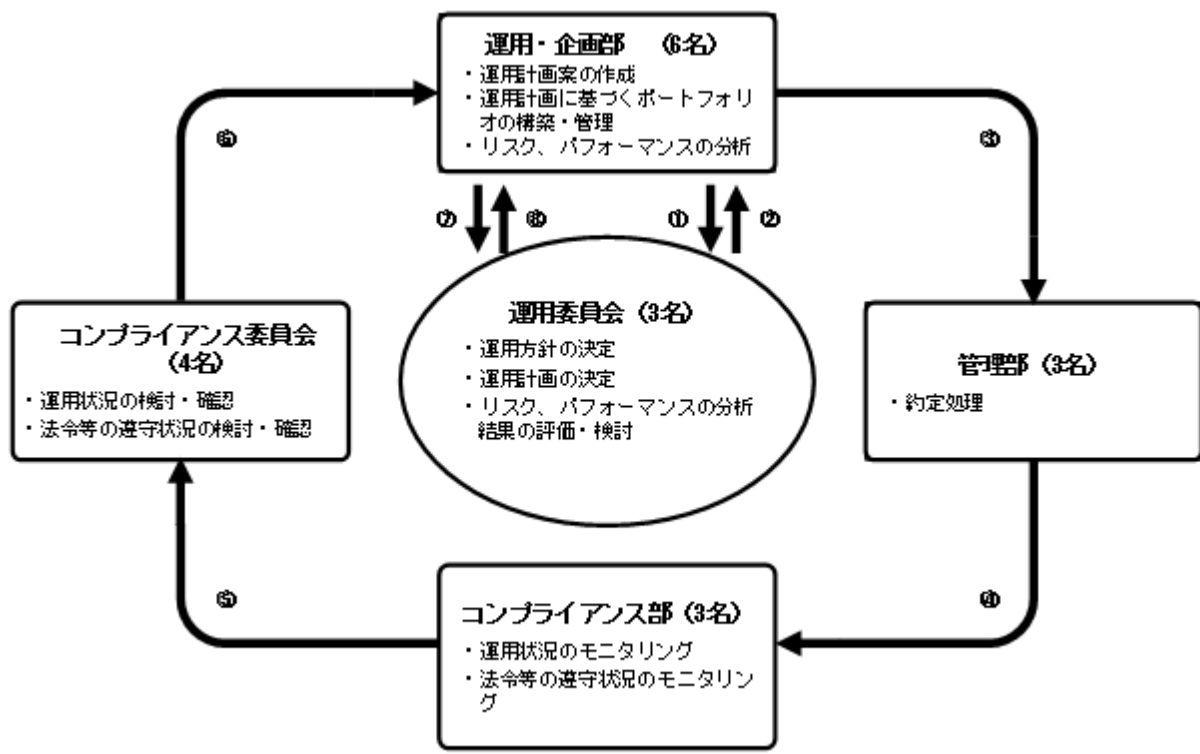
前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

運用体制

委託会社は、「投資信託財産の運用に関する社内規定」や「投資信託財産の運用規程」等を遵守し、投資信託財産の運用の適正化に努めます。

運用委員会およびコンプライアンス委員会が、ファンドの内部管理およびファンドに係る意思決定を監督しています。以下は、ファンドの運用体制、内部管理体制を示したものです。



運用計画の作成

運用・企画部は、ファンドの運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会に提出します。

運用計画の決定

運用委員会では適宜運用計画案の内容を検討し、承認のうえ、運用計画を決定します。

運用の実行、売買の発注・約定

運用・企画部の運用担当者は、運用計画に基づき、社内規則に則って投資信託財産の運用を行います。

約定結果は管理部において処理されます。

発注伝票のチェック

処理済の発注伝票はコンプライアンス部においてチェックを受けるとともに、運用状況や法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。

モニタリング結果の報告・確認

コンプライアンス部で行ったモニタリングの結果は、コンプライアンス委員会において検討・確認され、指摘事項については解決が図られます。

リスク、パフォーマンスの分析

運用・企画部は、ファンドのリスクおよびパフォーマンスの分析を行い、運用委員会に提出します。

リスク、パフォーマンスの分析結果の評価・検討

運用委員会ではリスクおよびパフォーマンスの分析結果を評価・検討し、その内容はその後の運用計画に反映されます。

前記の運用体制等は平成29年12月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、収益の分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配

信託期間中の収益分配は、次に掲げる収益分配可能額の範囲内で、前記の収益分配方針にしたがって行います。

- 1) 利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることもできます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に、販売会社を通じてお支払いを開始します。また、自動けいぞく投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款による投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資（投資信託約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行いません。

株式への投資（投資信託約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資（投資信託約款第17条）

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用（投資信託約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。

信用リスク集中回避のための投資制限（投資信託約款第20条）

協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

有価証券の貸付の指図・目的・範囲（投資信託約款第21条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（投資信託約款第27条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法として予め委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、**これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**したがって、**投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**なお、投資信託は預貯金と異なります。

< 基準価額の変動要因 >

基準価額の変動要因としては主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクをあらわしたものではありません。

価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、参照指数のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有しています。また、参照指数は国内外の株式で構成される指数です。このため、指数を構成する銘柄の株価変動は参照指数の動きに影響を与え、当ファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の価格変動要因となります。参照指数の下落（上昇）はパフォーマンス連動債の価格の下落（上昇）要因となり、結果としてファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。

また、中小型株式は、株式市場全体の動きに比べて価格変動が大きくなる傾向があります。このため、これらの影響により参照指数の価格が下落した場合には、パフォーマンス連動債の下落要因となり、結果としてファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、パフォーマンス連動債への投資を通じて実質的に投資している、参照指数を構成する外貨建て表示の株式（外貨建資産）等に対する為替ヘッジは行いません。このため、外貨建資産の表示通貨が対円で下落（上昇）した場合には、日本円表示の参照指数およびパフォーマンス連動債の価格の下落（上昇）要因となり、ファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。

銘柄集中リスク

ファンドは、特定のパフォーマンス連動債を高位に組み入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、ファンドの基準価額は、パフォーマンス連動債の価格変動の影響を大きく受けて変動します。

信用リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の発行体の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、パフォーマンス連動債の価格が下落した場合や債務不履行が生じた場合には、結果として損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

また、ファンドにおいて資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合には、債務不履行が生じる場合があり、結果として損失が発生し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

流動性リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、パフォーマンス連動債の残存期間中における売買に関して、通常は、パフォーマンス連動債の値付け業者等が相手方となり売買を成立させる形式を取ることにより流動性の確保が図られています。ただし、市場環境が急変した場合やパフォーマンス連動債に係る大量の売買注文が発生した場合、値付け業者等が値付け業務や売買を制限・延期・中止した場合、パフォーマンス連動債が参照する参照指数の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合等には、パフォーマンス連動債の価格が大きく変動したり売買に支障が生じることがあり、その結果としてファンドが損失を被り、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

カントリーリスク

株式の価格は、その発行者や取引所等が属する国・地域の政治・経済および社会情勢の変化等（カントリー・リスク）の影響を受けて変動します。このため、これらの影響により参照指数の価格が下落した場合には、パフォーマンス連動債の下落要因となり、結果としてファンドの基準価額の下落要因となります。

また、特に新興国には次のようなリスクが考えられます。

- ・政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性。
- ・他国との外交関係の悪化、クーデター、資産移転に関する規制や外国からの投資規制の導入等の可能性。
- ・法制度や社会基盤、情報開示制度の未整備または慣習の相違等により、正確な情報の入手が困難となる可能性。

< その他の留意点 >

収益分配金に関する留意事項

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

パフォーマンス連動債への投資に伴う信用リスクの管理について

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債には、担保資産を保有すること等により、協会規則の規定に基づき計算される一の者に係るエクスポージャーが10%を超えないための仕組みを講じており、ファンドは協会規則に則り信用リスクを適正に管理することにより、信用リスクの分散を図っています。

参照指数の投資成果への追従について

ファンドは、主要投資対象とするパフォーマンス連動債を高位に組み入れ、参照指数の投資成果に追従することを目指しますが、ファンドの追加設定や一部解約などへの対応に伴うパフォーマンス連動債の組入比率の変動、信託報酬の支弁、参照指数とパフォーマンス連動債との値動きの連動性の乖離の影響等により、必ずしも、ファンドの運用実績が参照指数の投資成果に追従するものではありません。

参照指数の投資成果に関する留意事項

参照指数の構成銘柄の選定にあたっては、ギャブカル社のリサーチ情報を活用しますが、これにより、参照指数のパフォーマンスが市場平均を上回ることやファンドの運用の基本方針の達成を示唆・保証するものではありません。

クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

その他

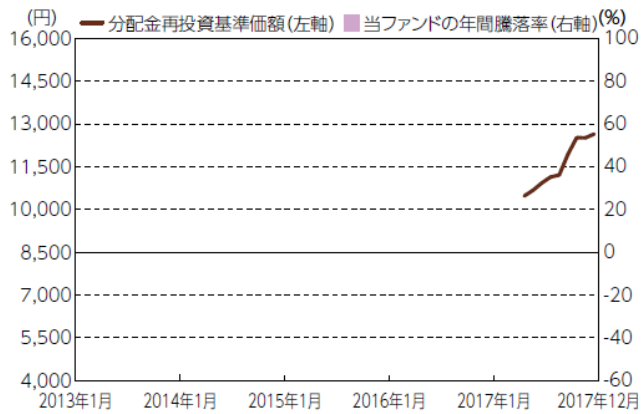
資金動向、市況動向等によっては、ファンドが目的とする運用が行えない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

< 投資リスクの管理体制 >

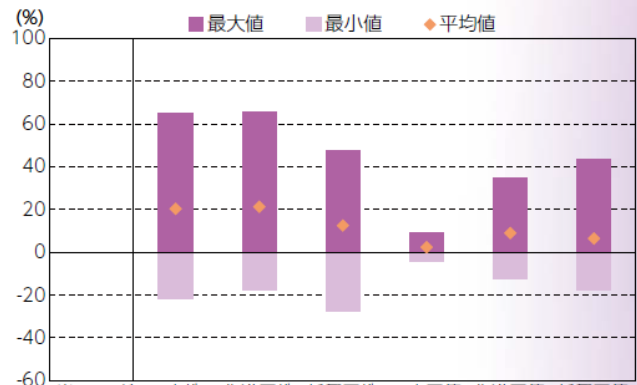
リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。指摘事項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り組まれます。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
 (期間：2013年1月末～2017年12月末)



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
 (期間：2013年1月～2017年12月(各資産クラス))



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	-	65.0	65.7	9.3	34.9	43.7
最小値 (%)	-	-22.0	-17.5	-4.0	-12.3	-17.4
平均値 (%)	-	20.3	21.2	2.3	9.0	6.4

【当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移】について

- 「年間騰落率」とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
なお、当ファンドは設定してから1年を経過していないため、ファンドの年間騰落率は記載していません。（当ファンドの設定日は2017年4月18日です。）。
- 「分配金再投資基準価額」については2017年4月から2017年12月までの各月末の数値を表示しています。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

【当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較】について

- 当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 当ファンドは設定してから1年を経過していないため、当ファンドの年間騰落率は記載していません。他の代表的な資産クラスについては2013年1月から2017年12月までの5年間の各月末における年間騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株 MSCI Kokusai (World ex Japan) Index (配当込み、円ベース)
 新興国株 MSCI EM (Emerging Markets) Index (配当込み、円ベース)
 日本国債 NOMURA-BPI 国債
 先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
 新興国債 THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。
 MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
 FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
 THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

各資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に4.32%（税抜4.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

詳しくは販売会社または後記の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ : <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号 : 03-6777-6900

(受付時間：営業日の9：00～17：00)

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）時に手数料はかかりません。ただし、信託財産留保額がかかります。信託財産留保額は、原則として、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額となります。

信託財産留保額とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間の途中で換金する投資者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産中に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に対して次の率を乗じて得た額とします。

純資産総額	年率（カッコ内は税抜き）			
	合計	委託会社	販売会社	受託銀行
50億円以下の部分	0.594% (0.550%)	0.270% (0.250%)		

50億円超、 100億円以 下の部分	0.540% (0.500%)	0.216% (0.200%)	0.270% (0.250%)	0.054% (0.050%)
100億円超 の部分	0.486% (0.450%)	0.162% (0.150%)		

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われ、委託会社が一旦収受した後、委託会社から販売会社に支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

信託報酬等を対価とする役務の内容

委託会社	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等
受託会社	投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用等

- 1) 組入有価証券等の売買に要する費用および保管費用等、資金の借入れを行った場合の当該借入金の利息、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- 2) 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額を上限とした実費の額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。
- 3) 前記1) および2) の費用等に加え、以下に掲げる費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - a. 投資信託振替制度に係る費用
 - b. 有価証券届出書等開示書類（これらの訂正も含みます。）および目論見書（これらの訂正も含みます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成、印刷、交付等に要する費用
 - c. ファンドの受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、届出等に要する費用
 - d. ファンドの設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
 なお、前記a. からd. までに掲げる費用を総称して以下「諸費用」といい、前記1)に掲げる投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等および立替金の利息、前記2)に掲げる投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに諸費用を総称して以下「諸経費」といいます。
- 4) 委託会社は、前記3) に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- 5) 前記4) において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、投資信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- 6) 前記4) において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、投資信託財産の計算期間を通じて毎日、費用計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該諸費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容

組入有価証券等の売買に要する費用	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料
保管費用	外国における資産の保管に係る費用
投資信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する費用	事務処理に係る諸経費
監査に要する費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

有価証券届出書提出日現在、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.0108%（税抜 年0.01%）の率を乗じて得た額を上限に実費の額とします。

有価証券届出書提出日現在、「諸費用」は、投資信託財産の純資産総額に年0.108%（税抜 年0.1%）の率を乗じて得た額を上限とします。

「その他の手数料等」の中には、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額、またはこれらの計算方法を記載することができないものがあります。

パフォーマンス連動債および参照指数に係る費用

当ファンドは直接支弁することはありませんが、パフォーマンス連動債の評価額算出にあたっては債券管理費用として、参照指数においては指数費用として合計0.40%（年率）が考慮されます。また、その他の費用が生じる場合もあり、これらの費用は当ファンドの基準価額に影響を与えます。

手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、記載することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者および内国法人である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のようになります。ただし、税法が変更・改正された場合には、以下の内容および本書における税金に関わる記載の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

1) 収益分配金に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかの選択をすることもできます。

時期	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日から	20%（所得税15%、地方税5%）

2) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の差益（一部解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益（譲渡益））については、譲渡所得として以下の税率で申告分離課税が適用され、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

時期	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日から	20%（所得税15%、地方税5%）

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

1) 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については以下の税率で源泉徴収（源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されません。）が行われます。

時期	税率
平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日から	15%（所得税15%）

2) ファンドは益金不算入制度は適用されません。

個別元本方式について

1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- 1) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- 3) なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成29年12月末日現在の税法に基づく記載です。税法が改正された場合などには、前記の内容および本書における税金に関わる記載の内容が変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、平成29年12月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	ルクセンブルク	203,936,760	97.16
コール・ローン等およびその他の資産(負債控除後)		5,967,492	2.84
合計(純資産総額)		209,904,252	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	社債券	CODE IS SG I THE FUTU RE 8 INDEX	159,800,000	125.64	200,772,720	127.62	203,936,760	0	平成39年12月 2日	97.16

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
社債券	97.16
合計	97.16

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成29年12月11日)	218,992,063	218,992,063	1.2443	1.2443
平成29年 4月末日	91,353,868		1.0474	
5月末日	147,334,473		1.0673	
6月末日	158,529,012		1.0928	
7月末日	168,711,992		1.1136	
8月末日	171,875,428		1.1208	
9月末日	191,613,795		1.1933	
10月末日	215,663,747		1.2516	
11月末日	228,284,686		1.2510	
12月末日	209,904,252		1.2642	

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間末	平成29年 4月18日～平成29年12月11日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間末	平成29年 4月18日～平成29年12月11日	24.43

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第1計算期間末については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間末	平成29年 4月18日～平成29年12月11日	245,946,378	69,951,498

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注)設定数量には当初募集期間中の設定口数を含みます。

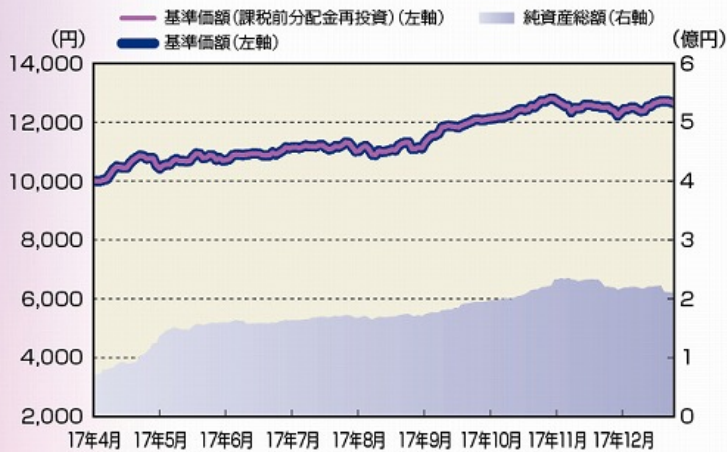
< 参考情報 >

< 運用実績 >（基準日：2017年12月29日現在）

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

● 基準価額・純資産の推移

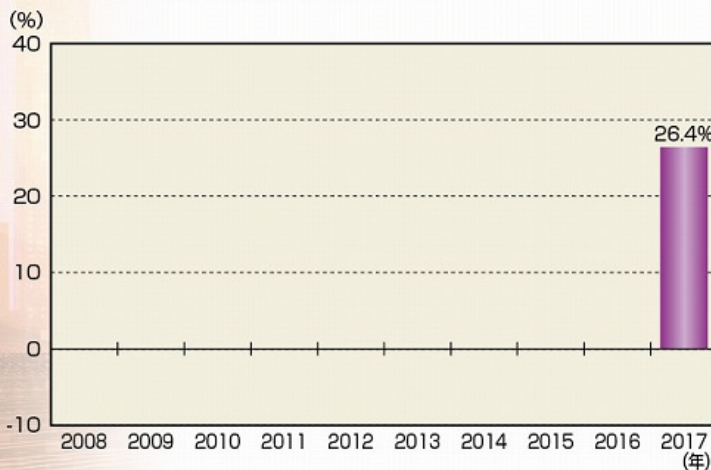
（期間：2017年4月18日～2017年12月29日）



基準価額は信託報酬控除後です。

基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

● 年間収益率の推移 (暦年ベース)



当ファンドにはベンチマークはありません。

2017年は設定日(2017年4月18日)から12月末までの収益率です。

年間収益率は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したものと計算しています。

● 分配の推移

	決算期	分配金
第1期	2017年12月	0円
第2期		-1円
第3期		-1円
第4期		-1円
第5期		-1円
設定来累計		0円

分配金は1万口あたり、税引き前です。

● 主要な資産の状況

(2017年12月29日現在)

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率
社債券	ルクセンブルグ	97.2%
コール・ローン等およびその他の資産 (負債控除後)		2.8%
合計(純資産総額)		100.0%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位銘柄

(投資銘柄数: 1銘柄)

銘柄名	通貨	国名	投資比率
コデイス債	日本円	ルクセンブルグ	97.2%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。
 投資銘柄数は、社債券の銘柄数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

ファンドの取得申込者は、販売会社所定の手続きを行ったうえで、取得申込みを行うものとします。

継続申込期間においては、原則として、取得申込日から起算してファンド営業日 が2日間連続（土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。）する場合に、当該日での取得申込みの受付を行います。ただし、国内外の祝休日の状況によっては、当該日での取得申込みの受付を行わない場合があります。

以下、ファンド営業日とは、日本の営業日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所およびユーロネクスト・パリが営業している日をいいます。

取得申込みの受付は、取得申込受付日の午後3時までとし、当該申込み受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日分の申込みとします。当該受付時間を過ぎた場合の申込みは、翌取得申込受付日での取扱いとなります。

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。

(3) 申込手数料

申込価額に4.32%（税抜4.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

(4) 申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

「分配金受取コース」は、収益分配時に収益分配金を現金で受け取るコースです。「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースです。

いずれのコース共、申込単位は販売会社が別途個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1口単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込代金の支払

ファンドの取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに申込代金（申込金額および申込手数料（消費税等相当額を含みます。））を当該販売会社に支払うものとします。

(6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(7) 取得申込の中止等

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、パフォーマンス連動債の値付け業務や売買等の制限・中止・延期、参照指数の算出・公表等の遅延・停止、その他やむを得ない事情があるときには、委託会社の判断で、受益権の取得申込みの受付を制限・中止する場合があります。また、既に受付けた取得申込みを取消する場合があります。

- (8) ファンドは、1933年米国証券法(改正を含む。以下「米国証券法」といいます。)に基づき登録される予定はなく、米国においてまたは米国人に対して申込み、譲渡、移転または割当てを行うことはできません。ファンドは米国人に対して売付けはなされず、米国外において米国人以外に対してのみ売付けがなされます。

上記における「米国人」とは以下を意味します。(A) 米国証券法に基づくレギュレーションSの意味における「米国人」(U.S. Person)、(B) CFTC規則4.7(a)(1)(iv)が定義する「非米国人」(Non-United States person)以外の者、または(C) 1986年内国歳入法(改正を含む)のセクション7701(a)(30)の意味における「米国人」(U.S. Person)。

2【換金(解約)手続等】

(1) 換金(解約)方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、原則として、一部解約請求申込日から起算してファンド営業日が2日間連続(土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。)する場合に、当該日での一部解約の実行の請求の申込みを行うことができます。ただし、国内外の祝休日の状況によっては、当該日での一部解約の実行の請求申込みの受付けを行わない場合があります。

一部解約の実行の請求の申込みの受付けは、一部解約請求受付日の午後3時までとし、当該申込み受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日分の申込みとします。当該受付時間を過ぎた場合には、翌一部解約請求受付日での取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2) 換金(解約)価額

一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

一部解約金(換金代金)は、販売会社の営業所等において、原則として、一部解約請求受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより入手可能なほか、委託会社のホームページ上でも確認することができます。

(3) 換金(解約)単位

販売会社が別途個別に定める単位とします。販売会社にお問い合わせください。

- (4) 換金手数料はありません。ただし、信託財産留保額がかかります。信託財産留保額は、原則として、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額となります。

(5) 一部解約の実行の請求の受付けを中止する特別な場合

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、パフォーマンス連動債の値付け業務や売買等の制限・中止・延期、参照指数の算出・公表等の遅延・停止、その他やむを得ない事情があるときには、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受付けを制限・中止する場合があります。また、既に受付けた一部解約の実行の請求を取消しする場合があります。

上記により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当該一部解約請求受付日に係る一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(2)の規定に準じて計算された価額とします。

- (6) 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

《主な投資対象の評価方法》

公社債等：計算日¹における、次に掲げるいずれかの価額で評価します。²

- (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- (2) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
- (3) 価格情報会社の提供する価額

- 1 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度および照会先

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額に関しては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社の照会先は以下のとおりです。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ： <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号： 03-6777-6900

（受付時間：営業日の9：00～17：00）

また、基準価額（1万口当たり）は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に「フューチャ8」として掲載されます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成29年4月18日（信託設定日）より平成39年12月10日までとします。ただし、「(5) その他 信託の終了」に該当する場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は平成29年4月18日から平成29年12月11日までとします。

前記にかかわらず、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、当該信託の終了の日とします。

(5) 【その他】

信託の終了

- 1) 投資信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約締結日から1年を超えた日以降において、投資信託契約の一部を解約すること等の事由により投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなる場合または下回ることとなった場合、法令や税制の変更が発生したとき、パフォーマンス連動債に係る関係者の倒産等の事由により主要投資対象であるパフォーマンス連動債が早期償還されることとなった場合、参照指数の算出・公表等が停止した場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、前記a.にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d. 前記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、次に該当する場合には適用しません。
 - イ．委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合
 - ロ．投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合
- 2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令
委託会社は、監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
 - a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は後記「投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
 - 4) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併

合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- 2) 委託会社は、前記1)の事項(前記1)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 3) 前記2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下3)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前記2)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- 6) 前記2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前記1)から6)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記の規定にしたがいます。

運用報告書の作成

委託会社は、原則として年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.lyxor.co.jp>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1) 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2) 他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、原則として、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

投資信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託期間を延長することができます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。一部解約金の支払いは販売会社の各営業所等において行います。受益者への支払いについては、委託会社は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。

(4) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第30条により、平成29年4月18日から平成29年12月11日までとしております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成29年 4月18日から平成29年 12月11日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

近未来世界ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 事項	第1期 (平成29年12月11日現在) 金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,646,801
社債券		217,105,920
流動資産合計		220,752,721
資産合計		220,752,721
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,523,691
未払受託者報酬		17,953
未払委託者報酬		179,544
未払利息		7
その他未払費用		39,463
流動負債合計		1,760,658
負債合計		1,760,658
純資産の部		
元本等		
元本	1,2	175,994,880
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		42,997,183
(分配準備積立金)		24,700,464
元本等合計		218,992,063
純資産合計		218,992,063
負債純資産合計		220,752,721

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 事項	第1期
		自平成29年4月18日 至平成29年12月11日
		金額
営業収益		
有価証券売買等損益		33,027,900
営業収益合計		33,027,900
営業費用		
支払利息		2,550
受託者報酬		59,771
委託者報酬		597,682
その他費用		240,351
営業費用合計		900,354
営業利益又は営業損失()		32,127,546
経常利益又は経常損失()		32,127,546
当期純利益又は当期純損失()		32,127,546
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		7,429,041
期首剰余金又は期首欠損金()		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		22,421,143
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		22,421,143
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,122,465
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,122,465
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金()		42,997,183

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 (平成29年12月11日現在)
1. 元本の推移	
期首元本額	71,652,461円
期中追加設定元本額	174,293,917円
期中一部解約元本額	69,951,498円
2. 計算期間末日における受益権の総数	175,994,880口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期 自 平成29年 4月18日 至 平成29年12月11日
分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A - 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 24,700,464 円
収益調整金額	C 18,298,423 円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 42,998,887 円
当ファンドの期末残存口数	F 175,994,880 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 2,443 円
1万口当たり分配金額	H - 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 - 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは主として円建てユーロ円債券を、売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク等があります。また、当該金融商品が保有及び取引を行っている金融商品は先物、オプション契約及び派生商品等であり、これらには価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドは主として特定のユーロ円建て社債券に投資するため、銘柄集中リスクがあります。 その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。 コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 (平成29年12月11日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期（平成29年12月11日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	28,236,590
合計	28,236,590

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期（平成29年12月11日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成29年4月18日 至 平成29年12月11日）

関連当事者の名称	当ファンド と当該関連 当事者との 関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該計算期間の末日における残高	
ソシエテ・ジェネラル	当ファンド の運用の指 図を行う投 資信託委託 会社の利害 関係人等	社債の買付	217,269,330円	未払金	- 円
		社債の売付	33,191,310円	未収入金	- 円

取引条件及び取引条件の決定方針

当ファンドは目論見書記載の投資方針に基づき、コデイス・セキュリティーズ・エス・エイが発行する社債(円建て債券)を主要投資対象とし、円建て債券を高位に組入れる運用を行っております。なお、投資対象債券の発行体の選定にあたっては、発行される債券に係る信用力補完の仕組みや同種の債券の発行実績、発行条件等を総合的に勘案しております。また、当該債券の取引は、ザ・フューチャー8指数（参照指数）の数値等を基に合理的と判断される価格により行っております。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第1期 (平成29年12月11日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2443円 (12,443円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
社債券	CODE IS SGI THE FU TURE 8 INDEX	172,800,000	217,105,920	
合計		172,800,000	217,105,920	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成29年12月29日現在

資産総額	209,980,974	円
負債総額	76,722	円
純資産総額（ - ）	209,904,252	円
発行済口数	166,041,254	口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2642	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行しません。

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(5) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成29年12月末現在

資本金の額 4億9,800万円

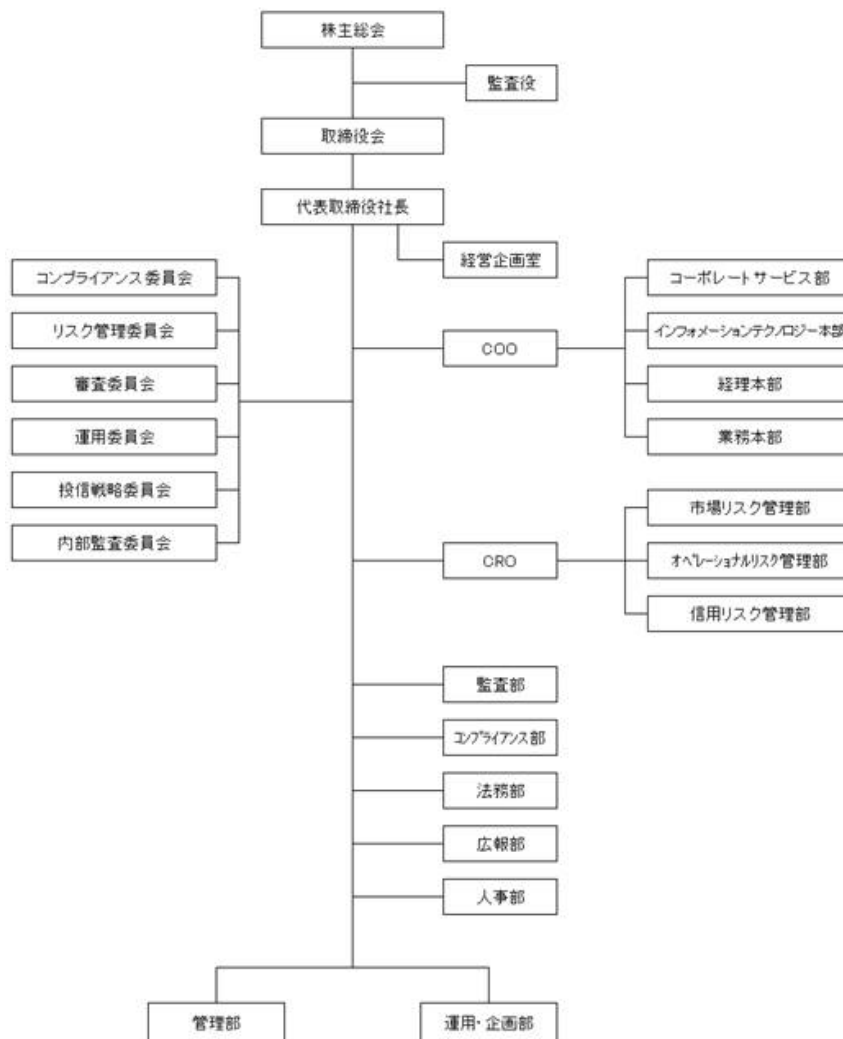
発行株式総数 40,000株

発行済株式総数 9,960株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（平成29年12月末現在）

会社の組織図

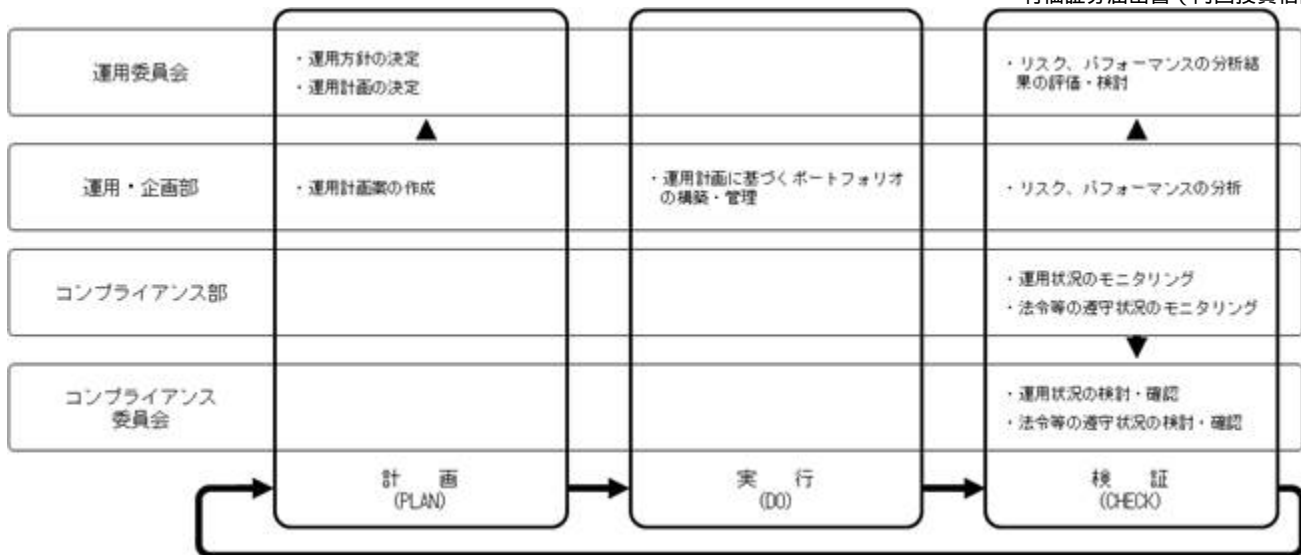


会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補充、または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任することができます。

投資運用の意思決定機構



- 計画（PLAN）： 運用・企画部で運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会にて決定します。
- 実行（DO）： 運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築および管理を行います。
- 検証（CHECK）： 運用・企画部では、リスクおよびパフォーマンスの分析を行います。また、分析の結果は運用委員会に報告され、内容について評価・検討を行います。
コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングを行います。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」で定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

平成29年12月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）の本数は10本（追加型株式投資信託10本）、純資産総額の合計は、約314,727百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるリクソー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第11期事業年度に係る中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別	第 9 期 (平成28年3月31日現在)			第 10 期 (平成29年3月31日現在)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)			%			%
流動資産						
現金・預金		578,972			668,247	
前払費用		12,264			13,990	
未収委託者報酬		78,201			70,725	
未収入金		59,552			98	
未収収益		86,760			21,455	
繰延税金資産		27,260			18,387	
1年内回収予定の差入保証金		-			288	
その他流動資産		1,624			1,282	
流動資産計		844,635	99.6		794,476	99.5
固定資産						
有形固定資産 1		1,558			1,165	
器具備品	1,558			1,165		
無形固定資産		0			0	
ソフトウェア	0			0		
投資その他の資産		2,110			2,469	
長期差入保証金	2,110			21		
繰延税金資産	-			2,447		
固定資産計		3,669	0.4		3,634	0.5
資産合計		848,305	100.0		798,111	100.0

（単位：千円）

期 別	第 9 期 (平成28年3月31日現在)			第 10 期 (平成29年3月31日現在)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		4,547			39	
未払金		106,632			83,250	
未払手数料	33,786			31,013		
その他未払金	72,846			52,237		
未払法人税等		3,056			2,472	
未払消費税等		16,871			15,488	
賞与引当金		8,741			4,981	
その他流動負債		17,013			-	
流動負債計		156,863	18.5		106,232	13.3
負債合計		156,863	18.5		106,232	13.3
(純資産の部)						
株主資本						
資本金		498,000	58.7		498,000	62.4
利益剰余金						
利益準備金	16,400			16,400		
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	177,042			177,478		
利益剰余金合計		193,442	22.8		193,878	24.3
株主資本合計		691,442			691,878	
純資産合計		691,442	81.5		691,878	86.7
負債・純資産合計		848,305	100.0		798,111	100.0

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

期別	第9期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)			第10期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
営業収益			%			%
委託者報酬		762,389			629,752	
運用受託報酬		1,782			3,404	
投資助言報酬		11,190			-	
その他営業収益		167,018			100,106	
営業収益計		942,381	100.0		733,263	100.0
営業費用						
支払手数料		462,627			345,805	
広告宣伝費		1,896			1,589	
委託計算費		43,784			41,513	
営業雑経費		14,243			11,398	
通信費	11,565			8,653		
印刷費	-			370		
協会費	2,678			2,374		
営業費用計		522,552	55.5		400,305	54.6
一般管理費						
給料		178,150			156,117	
役員報酬	32,131			45,984		
給料・手当	139,878			106,081		
賞与	6,140			4,051		
福利厚生費		21,428			21,136	
交際費		625			314	
旅費交通費		4,212			2,040	
租税公課		3,520			3,386	
不動産賃借料		23,688			19,742	
退職給付費用		20,358			8,684	
賞与引当金繰入額		6,168			4,387	
減価償却費	1	508			393	
業務委託費		76,301			69,485	
消耗品費		984			805	
会計監査費		16,921			10,981	
諸経費		39,895			28,573	
一般管理費計		392,763	41.7		326,048	44.5
営業利益		27,064	2.9		6,909	0.9
営業外収益						
受取利息		4			0	
為替差益		281			-	
雑収入		92			494	
営業外収益計		378	0.0		494	0.1
営業外費用						
投資助言業務の終了に伴う差額	2	47,429			-	

為替差損	-		253	
固定資産除却損	244		-	
営業外費用計	47,674	5.1	253	0.0
経常利益又は経常損失()	20,230	2.1	7,151	1.0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	20,230	2.1	7,151	1.0
法人税、住民税及び事業税	290		289	
法人税等還付税額	5,555		-	
法人税等調整額	5,192	0.6	6,425	0.9
当期純利益又は当期純損失()	9,771	1.0	436	0.1

(3)【株主資本等変動計算書】

第 9 期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	498,000	-	367,213	367,213	865,213	865,213
当期変動額						
剰余金の配当		16,400	180,400	164,000	164,000	164,000
当期純損失（ ）			9,771	9,771	9,771	9,771
当期変動額合計	-	16,400	190,171	173,771	173,771	173,771
当期末残高	498,000	16,400	177,042	193,442	691,442	691,442

第 10 期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	498,000	16,400	177,042	193,442	691,442	691,442
当期変動額						
当期純利益			436	436	436	436
当期変動額合計	-	-	436	436	436	436
当期末残高	498,000	16,400	177,478	193,878	691,878	691,878

重要な会計方針

項目	第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4 ～ 1 5 年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
2 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当第10期会計期間から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第 9 期 （平成28年3月31日現在）	第 10 期 （平成29年3月31日現在）
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">器具備品 2,458千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">器具備品 2,852千円</p>

（損益計算書関係）

第 9 期 （自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日）	第 10 期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）
<p>1 減価償却費は以下の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">有形固定資産 508千円</p> <p>2 リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エスとの業務契約の終了に伴う差額です。</p>	<p>1 減価償却費は以下の通りであります。</p> <p style="text-align: right;">有形固定資産 393千円</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第 9 期会計期間
（自平成27年4月 1日
至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加株 式数	当事業年度減少株 式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960

2. 配当に関する事項

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月22 日定時株主総会	普通株式	164	16,465.86	平成27年 6月22日	平成27年 6月30日

第 10 期会計期間 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
(単位：株)				
	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加株 式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960
2. 配当に関する事項				
該当なし				

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	第 9 期 (平成28年3月31日現在)	第 10 期 (平成29年3月31日現在)
1年内	16,874	20,896
1年超	46,405	36,568
合計	63,280	57,464

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らし、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金のすべてが要求払預金であります。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未収分であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは限定的であります。

未収入金はファンドの繰上償還にかかる消費税還付金の立替です。これらは短期で決済されるため、信用リスクは限定的であります。

営業債権である未収収益は海外の関連会社への円建て債権であり、そのすべてが1年以内に決済されます。

営業債務である未払手数料及びその他未払金はそのすべてが1年以内の支払期日であります。その他未払金の一部には海外の関連会社への外貨建て債務があり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

市場リスクの管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、外貨建金銭債務については、同じ外貨建ての預金を保有することにより、リスクを低減しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

第 9 期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	578,972	578,972	-
未収委託者報酬	78,201	78,201	-
未収入金	59,552	59,552	-
未収収益	86,760	86,760	-
未払手数料	33,786	33,786	-
その他未払金	72,846	72,846	-

第 10 期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	668,247	668,247	-
未収委託者報酬	70,725	70,725	-
未収入金	98	98	-
未収収益	21,455	21,455	-
未払手数料	31,013	31,013	-
その他未払金	52,237	52,237	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収入金、未収収益、未払手数料、並びにその他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

第 9 期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	578,972	-

未収委託者報酬	78,201	-
未収入金	59,552	-
未収収益	86,760	-
合計	803,486	-

第 10 期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	668,247	-
未収委託者報酬	70,725	-
未収入金	98	-
未収収益	21,455	-
合計	760,526	-

（税効果会計関係）

第 9 期 （平成28年3月31日現在）	第 10 期 （平成29年3月31日現在）
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（単位：千円）	流動の部（単位：千円）
賞与引当金 2,697	繰延税金資産
未払金 7,661	賞与引当金 1,537
資産除去債務 2,141	未払金 6,907
その他流動負債 5,250	未払事業税否認 673
未払事業税否認 -	繰越欠損金 9,592
繰越欠損金 12,077	繰延税金資産合計 18,710
繰延税金資産小計 29,827	繰延税金負債
評価性引当額 -	前払費用 323
繰延税金資産合計 29,827	繰延税金資産の純額 18,387
繰延税金負債	
仮払事業税 2,567	固定の部
繰延税金負債合計 2,567	繰延税金資産
繰延税金資産の純額 27,260	繰越欠損金 2,447
	繰延税金資産の純額 2,447
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別内訳
税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	（%）
	法定実効税率 30.86
	（調整）
	交際費等永久に損金に算入されない項目 56.87
	住民税均等割等 4.06
	その他 2.11
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 93.90

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産 の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は1,943千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（セグメント情報）

第 9 期 （自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日）	第 10 期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。	同左

（セグメント関連情報）

第 9 期
（自平成27年4月 1日
至平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	フランス（欧州）	合計
1,782	178,209	179,991

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬762,389千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメン ト・エス・エイ・エス	178,209	資産運用業

（注）なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

第 10 期
（自平成28年4月 1日
至平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス（欧州）	合計
3,404	100,106	103,511

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬629,752千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメン ト・エス・エイ・エス	100,106	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 9 期 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)	第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 9 期 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)	第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 9 期 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)	第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第 9 期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ソシエテジェネラル	フランス パリ	1,008 百万ユーロ	銀行業	被所有 100%	なし	業務委託	業務委託費の支払い (注4)	9,864	未払金	9,497
親会社	ソシエテジェネラル銀行 東京支店	東京都 千代田区	2,013 百万円	銀行業	なし	なし	業務委託	業務委託費の支払い (注4)	7,834	未払金	700

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	リクソー アセット・ マネジメント・ エス・エイ・エ ス	フランス パリ	161,106 千ユーロ	資産運用 会社	なし	取締役 1名	外国投信 付随業務	投資顧問料の受け取り (注1)	11,190	未収 収益	-
								付随業務サービス料の受け取り (注2)	167,018	未収 収益	86,760
								付随業務サービス料の支払い (注3)	79,411	未払金	19,688
								投資助言業務の終了に伴う差額	47,429	-	-
親会社の 子会社	ソシエテジェネラル証券会社 東京支店	東京都 千代田区	290,543 千米ドル	証券業	なし	取締役 1名	外国投信付随業務及び業務委託	出向者給与の支払い (注5)	139,878	-	-
							業務委託費の支払い (注4)	68,466	未払金	17,261	

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料の受取りについては、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された条件で計算されています。

(注2) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

(注3) 付随業務サービス料の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

(注4) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

(注5) 出向者給与の支払いについては、出向契約書に基づいて出向者に係る人件費相当額が支払われています。

第 10 期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ソシエテ・ジェネラル	フランスパリ	1,010 百万ユーロ	銀行業	被所有 100%	なし	業務委託	業務委託費の支払い (注3)	9,923	未払金	11,591
親会社	ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店	東京都千代田区	2,013 百万円	銀行業	なし	なし	業務委託	業務委託費の支払い (注3)	7,961	未払金	7,823

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	リクソー アセット・ マネジメント・ エス・エイ・エス	フランス パリ	161,106 千ユーロ	資産運用 会社	なし	取締役 1名	外国投信 付随業務	付随業務 サービス料 の受け取り (注1)	100,106	未収収益	21,455
								付随業務 サービス料 の支払い (注2)			
親会社の子会社	ソシエテ ジェネラル証券 会社東京支店	東京都 千代田区	290,543 千米ドル	証券業	なし	取締役 1名	外国投信 付随業務 及び 業務委託	出向者給与 の支払い (注4)	9,400	-	-
								業務委託費 の支払い (注3)			
親会社の子会社	ソシエテ・ ジェネラル 証券株式会社	東京都 千代田区	357億 6,500 万円	証券業	なし	取締役 2名	外国投信 付随業務 及び 業務委託	出向者給与 の支払い (注4)	96,680	-	-
								業務委託費 の支払い (注3)			

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

(注2) 付随業務サービス料の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

(注3) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

(注4) 出向者給与の支払いについては、出向契約書に基づいて出向者に係る人件費相当額が支払われています。

3. 当年度よりソシエテジェネラルはソシエテ・ジェネラルに名称を統一しております。

2. 親会社又は重要な関係会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソシエテ・ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）に上場）

（一株当たり情報）

第 9 期 （自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日）	第 10 期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）																				
<p>一株当たり純資産額 69,421円89銭 一株当たり当期純損失金額（ ） 981円07銭</p> <p>なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額については、一株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>注）一株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第 9 期 （自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純損失金額（ ）(千円)</td> <td style="text-align: center;">9,771</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純損失金額（千円）</td> <td style="text-align: center;">9,771</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額（千円）</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数（株）</td> <td style="text-align: center;">9,960</td> </tr> </tbody> </table>	第 9 期 （自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日）		当期純損失金額（ ）(千円)	9,771	普通株式に係る当期純損失金額（千円）	9,771	普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株式の期中平均株式数（株）	9,960	<p>一株当たり純資産額 69,465円72銭 一株当たり当期純利益金額 43円83銭</p> <p>なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>注）一株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第 10 期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益金額（千円）</td> <td style="text-align: center;">436</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益金額（千円）</td> <td style="text-align: center;">436</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額（千円）</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数（株）</td> <td style="text-align: center;">9,960</td> </tr> </tbody> </table>	第 10 期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）		当期純利益金額（千円）	436	普通株式に係る当期純利益金額（千円）	436	普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株式の期中平均株式数（株）	9,960
第 9 期 （自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日）																					
当期純損失金額（ ）(千円)	9,771																				
普通株式に係る当期純損失金額（千円）	9,771																				
普通株主に帰属しない金額（千円）	-																				
普通株式の期中平均株式数（株）	9,960																				
第 10 期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）																					
当期純利益金額（千円）	436																				
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	436																				
普通株主に帰属しない金額（千円）	-																				
普通株式の期中平均株式数（株）	9,960																				

（重要な後発事象）

第 10 期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 11 期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)			
科目	内訳	金額	構成比
(資産の部)			%
流動資産			
現金・預金		676,160	
前払費用		920	
未収委託者報酬		70,007	
未収収益		26,124	
繰延税金資産		19,675	
その他		1,118	
流動資産合計		794,007	99.7
固定資産			
有形固定資産	1	1,211	
器具備品	1,211		
無形固定資産		0	
ソフトウェア	0		
投資その他の資産		937	
長期差入保証金	21		
繰延税金資産	915		
固定資産合計		2,149	0.3
資産合計		796,156	100.0

(単位：千円)

第 11 期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)			
科目	内訳	金額	構成比
(負債の部)			%
流動負債			

預り金			43	
未払金			76,736	
未払手数料		30,346		
その他未払金		46,390		
未払費用			1,961	
未払法人税等			4,848	
未払消費税等	2		3,556	
賞与引当金			14,943	
		流動負債合計	102,089	12.8
固定負債				
長期未払費用			2,990	
		固定負債合計	2,990	0.4
		負債合計	105,080	13.2
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			498,000	62.6
利益剰余金				
利益準備金		16,400		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		176,676		
		利益剰余金合計	193,076	24.3
		株主資本合計	691,076	
		純資産合計	691,076	86.8
		負債・純資産合計	796,156	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 11 期中間会計期間 (自平成29年4月 1日 至平成29年9月30日)			
科目	内訳	金額	百分比
営業収益			%
委託者報酬		289,758	
運用受託報酬		1,396	
投資助言報酬		3,169	
その他営業収益		44,207	
営業収益合計		338,532	100.0

営業費用			
支払手数料		142,435	
広告宣伝費		1,186	
委託計算費		18,637	
営業雑経費		4,930	
通信費	3,468		
印刷費	116		
協会費	1,345		
営業費用合計		167,188	49.4
一般管理費			
給料		70,600	
役員報酬	13,962		
給料・手当	56,637		
福利厚生費		12,035	
交際費		80	
旅費交通費		2,755	
租税公課		2,828	
不動産賃借料		21,707	
退職給付費用		4,602	
賞与引当金繰入額		8,775	
減価償却費	1	196	
業務委託費		25,308	
消耗品費		461	
会計監査費		8,132	
諸経費		11,585	
一般管理費合計		169,071	49.9
営業利益		2,272	0.7
営業外収益			
受取利息		0	
雑収入		11	
営業外収益合計		11	0.0
営業外費用			
為替差損		156	
営業外費用合計		156	0.0
経常利益		2,127	0.6
税引前中間純利益		2,127	0.6
法人税、住民税及び事業税		2,686	0.8
法人税等調整額		243	0.1
中間純損失（ ）		802	0.2

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 11 期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合 計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	498,000	16,400	177,478	193,878	691,878	691,878
当中間期変動額						
中間純損失（ ）			802	802	802	802
当中間期変動額合計	-	-	802	802	802	802
当中間期末残高	498,000	16,400	176,676	193,076	691,076	691,076

重要な会計方針

項目	第 11 期中間会計期間 (自平成29年4月 1日 至平成29年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
2 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 11 期中間会計期間末（平成29年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 器具備品 3,048千円	
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第 11 期中間会計期間 （自平成29年4月 1日 至平成29年9月30日）	
1 減価償却費は以下の通りであります。 有形固定資産	196千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 11 期中間会計期間 （自平成29年4月 1日 至平成29年9月30日）				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
				（単位：株）
	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引
（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
（単位：千円）

	第 11 期中間会計期間末 （平成29年9月30日現在）
1年内	25,955
1年超	32,444
合計	58,400

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

第11期中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	676,160	676,160	-
未収委託者報酬	70,007	70,007	-
未収収益	26,124	26,124	-
未払手数料	30,346	30,346	-
その他未払金	46,390	46,390	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、及びその他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報)

第 11 期中間会計期間

(自平成29年4月 1日

至平成29年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略してあります。

(セグメント関連情報)

第 11 期中間会計期間
 (自平成29年4月 1日
 至平成29年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス（欧州）	合計
1,396	47,377	48,773

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
 なお、委託者報酬289,758千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジ メント・エス・エイ・エス	47,377	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 11 期中間会計期間
(自平成29年4月 1日
至平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 11 期中間会計期間
(自平成29年4月 1日
至平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 11 期中間会計期間
(自平成29年4月 1日
至平成29年9月30日)

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

第 11 期中間会計期間 （自平成29年4月 1日 至平成29年9月30日）											
一株当たり純資産額	69,385.18円										
一株当たり中間純損失金額（ ）	80.55円										
なお、潜在株式調整後一株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。											
（注）一株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りです。											
<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第 11 期中間会計期間 （自平成29年4月 1日 至平成29年9月30日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間純損失（ ）(千円)</td> <td style="text-align: right;">802</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る中間純損失（ ）(千円)</td> <td style="text-align: right;">802</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額（千円）</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数（株）</td> <td style="text-align: right;">9,960</td> </tr> </tbody> </table>		第 11 期中間会計期間 （自平成29年4月 1日 至平成29年9月30日）		中間純損失（ ）(千円)	802	普通株式に係る中間純損失（ ）(千円)	802	普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株式の期中平均株式数（株）	9,960
第 11 期中間会計期間 （自平成29年4月 1日 至平成29年9月30日）											
中間純損失（ ）(千円)	802										
普通株式に係る中間純損失（ ）(千円)	802										
普通株主に帰属しない金額（千円）	-										
普通株式の期中平均株式数（株）	9,960										

（重要な後発事象）

第 11 期中間会計期間 （自平成29年4月 1日 至平成29年9月30日）	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件、その他委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (平成29年9月30日現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成29年9月30日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
マネックス証券株式会社	12,200百万円 (平成29年12月31日現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	483億2,313万円 (平成29年12月31日現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成29年12月31日現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円 (平成29年12月31日現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円 (平成29年12月31日現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書は目論見書の別称として、以下を使用する場合があります。

「投資信託説明書（目論見書）」

「投資信託説明書（交付目論見書）」

「投資信託説明書（請求目論見書）」

- (2) 目論見書の表紙等に、以下を記載することがあります。
- 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する情報
 - 委託会社およびファンドのロゴ・マーク、イラスト、図案や写真、ファンドの商品分類など
 - 請求目論見書（金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書）の入手方法、請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨、および当該請求を行った場合はその旨を投資者自身が記録しておく旨
 - 目論見書の使用開始日
 - 約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ファンドの財産は、信託法に基づいて受託会社において分別管理されている旨
 - 届出に関する事項
 - ファンドの略称や愛称等
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、株式、債券、投資信託証券など値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 投資信託財産に生じた損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。
- ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みいただき、投資家ご自身でご判断ください。
- (4) 有価証券届出書本文第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたい記載することがあります。
- (6) 目論見書の運用実績のデータ（基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移）等は適宜更新されることがあります。
- (7) 請求目論見書の巻末に投資信託約款を掲載します。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 投資評価機関、投資評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月9日

リクソー投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星 知子	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲 葉 修	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月21日

リクソー投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている近未来世界ファンドの平成29年4月18日から平成29年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、近未来世界ファンドの平成29年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月12日

リクソー投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 知子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 修 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。